【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長殿【提出日】2023年2月28日提出

【計算期間】 第49特定期間(自 2022年6月1日至 2022年11月30日)

【ファンド名】 新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a.ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/国内/債券/MRFに属し、信用度が高く、残存期間の短い国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

委託者は受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型	国 内	株 式債 券	ММБ
	海外	不動産投信	MRF
追加型	内外	その他資産 ()	ETF
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産と
	ともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
	国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
	債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
MRF	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一 一般 大型株 中小型株	年2回	日本
	年 4 回	北米
债券 一般 公債	年6回(隔月)	区欠州
社債	年12回(毎月)	アジア
その他債券クレジット属性	日々	オセアニア
	その他 ()	中南米
不動産投信		アフリカ
その他資産 ()		中近東(中東)
資産複合		エマージング
() 資産配分固定型 資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

債券 一般	目論見書または投資信託約款において、債券に主として投資する旨の記載がある
	ものであって、公債・社債・その他債券属性にあてはまらない全てのものをい
	う。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをい
	う。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を
	源泉とする旨の記載があるものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

b.ファンドの特色

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定 した収益の確保を目指して安定運用を行います。

投資対象は、わが国の国債証券・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品などとします。

適	格有価証券	投資することができる有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等*から第三位(A格相当)以上の長期信用格付けまたは第二位(A-2格相当)以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
	第一種適格有価証券	適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位 (AA格相当)以上の長期信用格付けまたは最上位(A-1格相 当)の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業 者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用 格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
	第二種適格有価証券	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの
適	格金融商品	指定金銭信託を除き、投資することができる金融商品(取引の 相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除 きます。)のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金 融商品

[※]金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に 規定する特定関係法人をいいます。

- ●外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとします。
- ●私募により発行された有価証券(短期社債などを除きます。)および取得時において償還金などが不確定な仕組債など*への投資は行わないものとします。

[※]償還金額が指数などに連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利 変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているものなどをいいます。

原則として、販売会社の営業日に購入・換金が可能です。

- ●購入のお申し込みは1円以上1円単位です。購入時手数料はありません。
- ●換金のお申し込みは販売会社が定める単位です。換金時手数料はありません。

3 毎日決算を行い、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を分配します。

- ●日々の運用収益などから諸費用などを差し引いた額(純資産総額の元本超過額)を分配します。
- ●収益分配金は、1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、税金を差し引いた後、毎月の最終営業日に自動的に再投資されます。
- ●値動きのある公社債などに投資しますので、収益分配金は運用実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

1998年6月1日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2000年10月31日 株式会社大和銀行を受託者とし新光投信株式会社を委託者と

する追加型公社債投資信託「太陽MRF(マネー・リザーブ・ファンド)」の投資信託財産を統合し、名称を「新和光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)」から「新光MRF

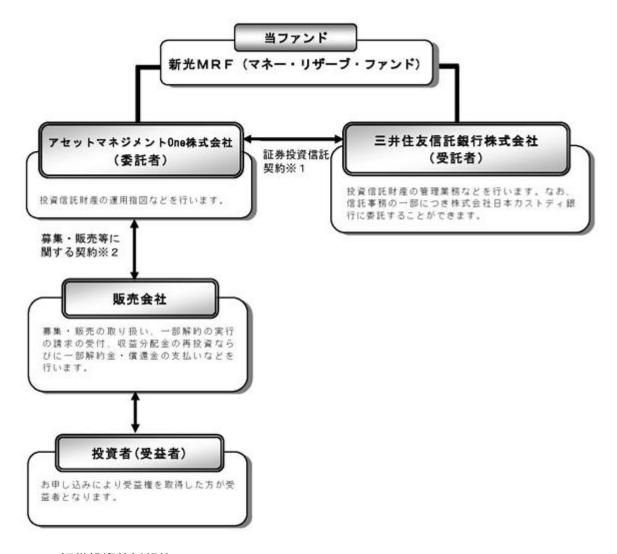
(マネー・リザーブ・ファンド)」に変更

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からア

セットマネジメントOne株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い 等を規定しています。

b . 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2022年12月30日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 とする。 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA 2008年1月1日 Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式 2016年10月1日 会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部 門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2022年12月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 1	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1 号	12,000株	30.0% 2

1:A種種類株式(15,510株)を含みます。

2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

b . 運用の方法

(イ)主要投資対象

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします。

同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等(金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。以下同じ。)から第三位(A格相当)以上の長期信用格付けまたは第二位(A-2格相当)以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託者が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。

投資することができる金融商品は、約款第15条第2項に定める金融商品とします。

指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品(取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。)のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとします。

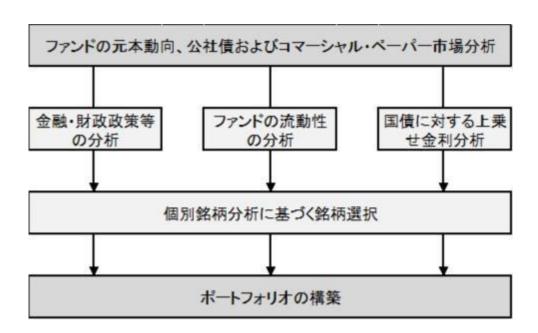
(口)投資態度

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)および取得時において償還金等が不確定な仕組債等(償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等)への投資は行わないものとします。

運用プロセス

当ファンドは、以下のプロセスにより信用度が高く、残存期間の短い公社債およびコマーシャル・ペーパーへの投資を行います。



- 1. 当ファンドにおける運用は、元本動向、公社債およびコマーシャル・ペーパー市場分析、個別企業の信用リスク分析などを基に行われます。
- 2.各種の分析を元に、有価証券の組入比率や種別構成、ポートフォリオの残存日数や残存期間別の構成をそれぞれ決定します。また、信用リスクの低減を図るため、銘柄分散にも留意します。
- 3.以上のプロセスにより、当ファンドに組み入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

運用プロセスは2022年12月30日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

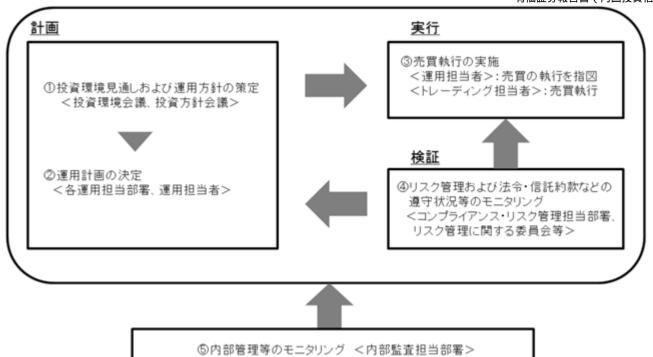
(2)【投資対象】

運用の指図範囲

- (イ)委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。
 - 1.国債証券
 - 2. 地方債証券
 - 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社 債券を除きます。)
 - 5. コマーシャル・ペーパー
 - 6.外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 7.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 9.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 10.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
 - 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- (ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運 用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により 運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

a.ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2022年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

- a.収益分配は、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を、毎日分配します。
- b.投資信託財産から生ずる利益(第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として投資信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。
 - 1.毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・ 償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
 - 2.毎計算期間における信託報酬、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。)、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額 およびその他費用
- c.受益者の分配金は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる分をまとめ、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、 全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a . わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- b.指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- c.投資信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品(以下「有価証券等」といいます。) の平均残存期間(一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額 を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。)は90日を超えないもの とします。

2016年12月1日以降、加重平均満期方式による平均残存期間(一般社団法人投資信託協会規則に規定する方法をいい、変動利付債の残存期間は受渡日から次回金利適用日の前日までの日数と

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

し、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間として算出します。)は60日を超えないもの とします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

- d . 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を 超えないものとします。
- e.第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記f.およびh.において同じ。)への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f.第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- g.上記e.およびf.の組入制限には、約款第18条の規定による借り入れにかかる公社債を含むものとします。
- h.適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記e.およびf.の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記e.またはf.の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- i.上記e.、f.、g.およびh.に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない 事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるよう に調整するものとします。
- j.有価証券の貸し付けは、約款第17条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク(取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)については、適格金融商品にかかる上記「(1)投資方針、b.運用の方法、(イ)主要投資対象」の規定を準用します。
- k.公社債の借り入れは、約款第18条にしたがって行います。この場合において、借り入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- 1.外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとし、投資割合には制限を設けません。
- m.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n . 外国為替予約の指図

委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

o . 私募有価証券等への投資制限

委託者は、信託金を、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資する ことを指図しません。

- p. 公社債の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記 (ロ)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- (ロ)公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産 で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ハ)上記(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (二)委託者は、公社債の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行う ものとします。
- q.公社債の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)借り入れにかかる品借料は投資信託財産中より支払われます。
- r. 資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産 において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることが できます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間あるいは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間において、投資信託財産が当該投資信託財産にかかる解約代金の支払いに応ずるための資金手当(解約代金の支払いのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を借入残高の限度額として資金の借り入れ(コール市場を通ずる場合を含む。)を行う場合に限るものとします。
- (ハ)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- s . 受託者の自己または利害関係人等との取引
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ)上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様 とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. 金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が 上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b.信用リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c.流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

- d. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (ロ)当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- (八)有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- (二)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があり ます。

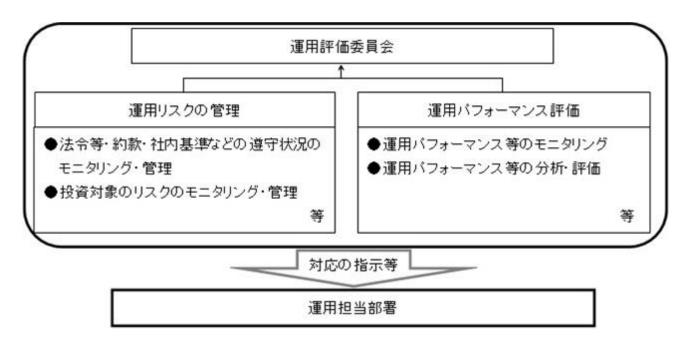
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (ホ)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用 に切り替えることがあります。
- (へ)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (チ)資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

(2)リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2022年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

.9.4

新興田債

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



80 60 40 42.1 20 0.0 0.0 65 14.7 7.3 5.4 7.9 15.7 15.7

-12.4

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 2018年1月~2022年12月

-16.0

0.0

- *ファンドの分配金再投資基準価額は、楔引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額を10,000と して指数化しています。
- *ファンドの年期騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。
- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・銀大値・現小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または高標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式評価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI田債	[NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(旧野村證券株式会社)が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に、同指数の近端性、完産性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの連用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディパーシファイド(円ペース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通過建ての国債で構成されている時価総額加量平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(%)

100

-20

-40

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を規定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の信託元本の額に対して年1.0373%以内の率で次に掲げる率

信託報酬 = 運用期間中の1口当たり信託元本×信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。

各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10.3787を乗じて得た率から10,000分の0.057を控除して得た率以内の率とします。ただし、当該率が年率0.2070%以下の場合には、年率0.2070%以内とします。

上記 の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート(以下「コール・レート」といいます。)が0.4140%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

運用管理費用(信託報酬)の配分(信託報酬率が年率0.2070%の場合)						
支払先 内訳 主な役務						
7 to 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価				
│ 委託会社 │	年率0.0373%	額の算出等の対価				
	年率0.1530%	購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファ				
り 販売会社 し		ンドの管理等の対価				
프士스커	午來0.04670/	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実				
受託会社	年率0.0167%	行等の対価				

販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費 税等に相当する金額を含みます。

2022年12月30日時点での信託報酬率は、年率0.0000%となっています。

(4)【その他の手数料等】

- a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b.監査法人に支払うファンドの監査報酬は受益者の負担とし、毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のとき当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産から支払われます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- c.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに 応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「公社債投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税上の取扱い

収益分配時

収益分配金については、利子所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収されます。なお、確定申告により、申告分離課税を選択することもできます。

償還時

償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

損益通算について

償還時に生じた差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等のマル優制度)について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2022年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2022年12月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
その他有価証券	405,992,856,927	46.71
内 日本	405,992,856,927	46.71
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	463,110,836,896	53.29
純資産総額	869,103,693,823	100.00

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2022年12月30日現在

				簿価単価	評価単価	利率	投資
順	銘柄名	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
位	発行体の国/地域	1277		(円)	(円)	償還日	(%)
	セントラル短資 CP 2	その他		(13)	(13)	原 尼日	(70)
1	0230130	有価証	30,000,000,000	-	-	-	3.45
'	日本	券	30,000,000,000	29,999,980,218	29 999 980 218	2023/1/30	0.40
	東京短資 CP 2023	その他		20,000,000,210	20,000,000,210	2020/1/00	
2	0 1 1 2	有価証	28,000,000,000	-	-	-	3.22
	日本	券		28,000,000,000	28,000,000,000	2023/1/12	
	SMBC日興証券 CP	その他		, , ,	, , ,		
3	2 0 2 3 0 2 2 4	有価証	24,000,000,000	-	-	-	2.76
	日本	券		23,999,638,353	23,999,638,353	2023/2/24	
	上田八木短資 СР 20	その他					
4	2 3 0 1 2 0	有価証	21,000,000,000	-	-	-	2.42
	日本	券		21,000,000,000	21,000,000,000	2023/1/20	
	日本証券金融 СР 20	その他					
5	2 3 0 1 1 7	有価証	20,000,000,000	-	-	-	2.30
	日本	券		19,999,998,926	19,999,998,926	2023/1/17	
	丸紅 CP 202302	その他		_	_	_	
6	2 4	有価証	20,000,000,000				2.30
	日本	券		19,999,909,559	19,999,909,559	2023/2/24	
	NTT·TCリース C	その他		_	_	_	
7	P 20230313	有価証	17,000,000,000				1.96
	日本	券		16,998,491,109	16,998,491,109	2023/3/13	
	三菱UFJ証券HD C	その他		_	_	_	
8	P 20230330	有価証	15,000,000,000				1.73
	日本	券		14,999,634,254	14,999,634,254	2023/3/30	
	NTTファイナンス C	その他		_	_	-	
9	P 20230329	有価証	15,000,000,000				1.73
	日本	券 3000		14,998,372,777	14,998,372,777	2023/3/29	
40	三菱HCキャピタル C	その他	40,000,000,000	-	-	-	, , ,
10	P 20230116	有価証	10,000,000,000	0.000.056.405	0.000.056.405	2022/4/40	1.15
	一	券		9,999,956,105	9,999,956,105	2023/1/16	
14	三菱HCキャピタル C	その他	10 000 000 000	-	-	-	4 45
11	P 20230214	有価証 券	10,000,000,000	0 000 952 046	0 000 952 046	2022/2/44	1.15
	日本	分		9,999,852,016	9,999,852,016	2023/2/14	

⁽注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

					1月111日	业秀報告書(月	1国投頁后
	三菱UFJモルガン・スタ	その他					
12	ンレー証券 CP 202 30322	有価証	10,000,000,000	-	-	-	1.15
	日本	券		9,999,778,081	9,999,778,081	2023/3/22	
	丸紅 CP 202303	その他		_	-	_	
13	3 1	有価証	10,000,000,000				1.15
	日本	券 3 0 44		9,999,764,380	9,999,764,380	2023/3/31	
14	NTT・TCリース C P 20230113	その他 有価証	9,000,000,000	-	-	-	1.04
'-	日本	券	3,000,000,000	8,999,871,677	8,999,871,677	2023/1/13	1.04
	NTTファイナンス C	その他					
15	P 20230201	有価証	9,000,000,000	-	-	-	1.04
	日本	券		8,999,684,412	8,999,684,412	2023/2/1	
40	JA三井リース СР	その他	0 000 000 000	-	-	-	0.00
16	20230126	有価証券	8,000,000,000	7,999,931,614	7,999,931,614	2023/1/26	0.92
	SMBC日興証券 CP	その他		7,000,001,011	7,000,001,011	20207 1720	
17	2 0 2 3 0 2 0 1	有価証	8,000,000,000	-	-	-	0.92
	日本	券		7,999,929,820	7,999,929,820	2023/2/1	
	三井住友ファイナンス&	その他					
18	リース CP 20230	有価証	8,000,000,000	-	-	-	0.92
	2 0 6	券		7,999,918,863	7,999,918,863	2023/2/6	
	英蓉総合リース C P 2	その他		7,000,010,000	1,000,010,000	20207270	
19	0 2 3 0 2 1 3	有価証	8,000,000,000	-	-	-	0.92
	日本	券		7,999,903,526	7,999,903,526	2023/2/13	
	上田八木短資 СР 20	その他		-	-	-	
20	2 3 0 3 2 0	有価証券	7,000,000,000	7,000,000,000	7,000,000,000	2023/3/20	0.81
	中国電力 C P 2 0 2 3	タ その他		7,000,000,000	7,000,000,000	2023/3/20	
21	0 2 2 8	有価証	7,000,000,000	-	-	-	0.81
	日本	券		6,999,886,766	6,999,886,766	2023/2/28	
	ジェイエフイー CP 2	その他		_	-	_	
22	0 2 3 0 1 1 3	有価証	6,000,000,000				0.69
	日本 東京センチュリー CP	券 その他		5,999,997,852	5,999,997,852	2023/1/13	
23	東京センチュリー CP 20230131	有価証	6,000,000,000	-	-	-	0.69
	日本	券	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	5,999,974,518	5,999,974,518	2023/1/31	0.00
	三井住友ファイナンス&	その他					
24	リース CP 20230	有価証	6,000,000,000	-	-	-	0.69
- '	1 2 0	券	3,333,330,000	F 000 005 555	F 000 00= 00=	0000 / / /55	3.55
\vdash	日本 日本			5,999,967,067	5,999,967,067	2023/1/20	
	三井住友ファイナンス& リース CP 20230	その他		_	_	_	
25	113	有価証	5,000,000,000				0.58
	日本	券		4,999,999,700	4,999,999,700	2023/1/13	
	三井住友ファイナンス&	その他					
26	リース CP 20230	有価証	5,000,000,000	-	-	-	0.58
	116	券		4,999,999,662	4,999,999,662	2023/1/16	
	口华			7,000,000,002	-1 ,000,000,002	2023/1/10	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	芙蓉総合リース CP 2	その他		_	_	_	
27	0 2 3 0 1 1 3	有価証	5,000,000,000	-	-	-	0.58
	日本	券		4,999,982,135	4,999,982,135	2023/1/13	
	三菱HCキャピタル C	その他					
28	P 20230120	有価証	5,000,000,000	-	-	-	0.58
	日本	券		4,999,972,520	4,999,972,520	2023/1/20	
	NTTファイナンス C	その他					
29	P 20230105	有価証	5,000,000,000	-	-	-	0.58
	日本	券		4,999,971,845	4,999,971,845	2023/1/5	
	芙蓉総合リース CP 2	その他					
30	0 2 3 0 1 3 0	有価証	5,000,000,000	-	-	-	0.58
	日本	券		4,999,967,120	4,999,967,120	2023/1/30	

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年12月30日現在

種類	投資比率(%)	
その他有価証券	46.71	
合計	46.71	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2022年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1 口当たりの	1 口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第30特定期間末	505,262	505,262	1.0000	1.0000
(2013年 5月31日)	303,202	303,202	1.0000	1.0000
第31特定期間末	565,060	565,061	1.0000	1.0000
(2013年11月30日)	303,000	303,001	1.0000	1.0000
第32特定期間末	513,227	513,228	1.0000	1.0000
(2014年 5月31日)	515,221	313,220	1.0000	1.0000
第33特定期間末	662,068	662,068	1.0000	1.0000
(2014年11月30日)	002,000	002,000	1.0000	1.0000
第34特定期間末	812,875	812,876	1.0000	1.0000
(2015年 5月31日)	012,073	012,070	1.0000	1.0000
第35特定期間末	650,991	650,991	1.0000	1.0000
(2015年11月30日)	650,991	050,991	1.0000	1.0000
第36特定期間末	582 277	582,377	1.0000	1.0000
(2016年 5月31日)	582,377	502,377	1.0000	1.0000

			有価証	<u>券報告書(内国投資信</u>
第37特定期間末 (2016年11月30日)	663,783	663,783	1.0000	1.0000
第38特定期間末 (2017年 5月31日)	747,928	747,928	1.0000	1.0000
第39特定期間末 (2017年11月30日)	857,176	857,176	1.0000	1.0000
第40特定期間末 (2018年 5月31日)	785,898	785,898	1.0000	1.0000
第41特定期間末 (2018年11月30日)	772,631	772,631	1.0000	1.0000
第42特定期間末 (2019年 5月31日)	740,779	740,779	1.0000	1.0000
第43特定期間末 (2019年11月30日)	829,134	829,134	1.0000	1.0000
第44特定期間末 (2020年5月31日)	759,336	759,336	1.0000	1.0000
第45特定期間末 (2020年11月30日)	887,834	887,834	1.0000	1.0000
第46特定期間末 (2021年5月31日)	910,156	910,156	1.0000	1.0000
第47特定期間末 (2021年11月30日)	872,938	872,938	1.0000	1.0000
第48特定期間末 (2022年5月31日)	891,245	891,245	1.0000	1.0000
第49特定期間末 (2022年11月30日)	859,058	859,058	1.0000	1.0000
2021年12月末日	930,383	-	1.0000	-
2022年1月末日	925,736	-	1.0000	-
2月末日	903,015	-	1.0000	-
3月末日	904,932	-	1.0000	-
4月末日	891,409	-	1.0000	-
5月末日	891,245	-	1.0000	-
6月末日	888,894	-	1.0000	-
7月末日	889,261	-	1.0000	-
8月末日	890,888	-	1.0000	-
9月末日	855,604	-	1.0000	-
10月末日	848,965	-	1.0000	-
11月末日	859,058	-	1.0000	-
12月末日	869,103	-	1.0000	-

⁽注)各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第30特定期間	0.0002586
第31特定期間	0.0002585
第32特定期間	0.0001828
第33特定期間	0.0001440
第34特定期間	0.0001374

	有侧趾为积口首(内凹双 具 后
第35特定期間	0.0001082
第36特定期間	0.0000733
第37特定期間	0.0000036
第38特定期間	0.0000003
第39特定期間	0.0000001
第40特定期間	0.0000001
第41特定期間	0.0000000
第42特定期間	0.0000002
第43特定期間	0.0000021
第44特定期間	0.0000208
第45特定期間	0.0000091
第46特定期間	0.0000057
第47特定期間	0.0000056
第48特定期間	0.0000057
第49特定期間	0.0000115

【収益率の推移】

	収益率(%)
第30特定期間	0.03
第31特定期間	0.03
第32特定期間	0.02
第33特定期間	0.01
第34特定期間	0.01
第35特定期間	0.01
第36特定期間	0.01
第37特定期間	0.00
第38特定期間	0.00
第39特定期間	0.00
第40特定期間	0.00
第41特定期間	0.00
第42特定期間	0.00
第43特定期間	0.00
第44特定期間	0.00
第45特定期間	0.00
第46特定期間	0.00
第47特定期間	0.00
第48特定期間	0.00
第49特定期間	0.00

⁽注1)収益率は期間騰落率です。

(注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第30特定期間	1,514,379,468,839	1,320,292,652,185
第31特定期間	1,301,011,799,614	1,241,213,215,405
第32特定期間	1,285,583,942,905	1,337,417,076,286
第33特定期間	1,433,343,780,125	1,284,503,232,832
第34特定期間	1,761,486,371,746	1,610,678,844,992
第35特定期間	1,328,255,507,428	1,490,139,960,405

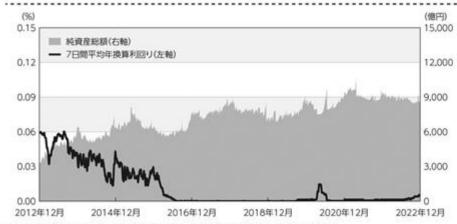
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		万叫此为"积口首 () () () ()
第36特定期間	1,089,684,045,103	1,158,297,760,685
第37特定期間	1,250,715,465,518	1,169,309,845,970
第38特定期間	1,497,804,221,342	1,413,658,577,972
第39特定期間	1,537,652,276,831	1,428,404,216,405
第40特定期間	1,429,764,676,482	1,501,042,747,874
第41特定期間	1,288,812,587,138	1,302,080,067,293
第42特定期間	1,201,826,617,771	1,233,678,883,269
第43特定期間	1,179,748,342,403	1,091,393,257,630
第44特定期間	1,190,368,176,965	1,260,165,604,057
第45特定期間	1,282,291,191,814	1,153,793,696,247
第46特定期間	1,534,047,134,581	1,511,724,540,610
第47特定期間	1,278,148,616,727	1,315,367,232,013
第48特定期間	1,169,211,034,404	1,150,903,347,810
第49特定期間	903,298,030,891	935,485,191,965

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2022年12月30日

7日間平均年換算利回り・純資産の推移〈2012年12月30日~2022年12月30日〉



※7日間平均年換算利回りは、7日間の分配金(税引前)の平均利回りを年率換算したものです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類 その他有価証券		比率(%) 46.71	
コール・ローン、その他の資産(負債技能後)		53.29	
合計(純資産総額)		100.00	

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	セントラル短貨 CP 20230130	その他有価証券	日本	-	2023/1/30	3.45
2	東京短資 CP 20230112	その他有価証券	日本	-	2023/1/12	3.22
3	SMBC日興証券 CP 20230224	その他有価証券	日本		2023/2/24	2.76
4	上田八木短資 CP 20230120	その他有価証券	日本	-	2023/1/20	2.42
5	日本証券金融 CP 20230117	その他有価証券	日本	-	2023/1/17	2.30
6	丸紅 CP 20230224	その他有価証券	日本	-	2023/2/24	2.30
7	NTT-TCリース CP 20230313	その他有価証券	日本	-	2023/3/13	1.96
8	三菱UFJ証券HD CP 20230330	その他有価証券	日本	-	2023/3/30	1.73
9	NTTファイナンス CP 20230329	その他有価証券	日本	12	2023/3/29	1.73
10	三菱HCキャピタル CP 20230116	その他有価証券	日本	-	2023/1/16	1.15

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

原則として、個人投資者の取得申込みに限定します。申込単位は、1円以上1円単位で、取得日の前日の基準価額で購入することができます。

取得日は、販売会社が取得申込金の受領を確認した時刻により異なります。

	販売会社が取得申込金の受領を確認 ^{*1} した時刻		
	申込締切時間 ^{*2} 以前 申込締切時間 ^{*2} 過ぎ		
取得日	取得申込受付日*3	取得申込受付日の翌営業日 * 4	

- * 1 「取得申込金の受領を確認」とは、販売会社で入金が確認され、かつ、入金に基づく所定の事務手続きが完了したものをいいます。
- *2 「申込締切時間」は、取得申込受付日の午後3時30分以前で販売会社が定める時刻となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- *3 取得申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときには申し込みに応じないものとします。
- * 4 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申し込みを行います。

取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動継続投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

証券総合口座の資金待機用ファンドとして当ファンドを買い付ける場合、同口座取引約款に基づき自動買い付けが行われます。

2【換金(解約)手続等】

- a.一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ)受益者は、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付時間は、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。 この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。ま た、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行わ れます。

解約代金は、原則として元本部分のみとし、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した 再投資前の収益分配金は含まれません。ただし、別に定める契約を解除する場合には、解約代金 は受益権に帰属する再投資前の収益分配金が含まれた金額となり、当該収益分配金に対して課税 対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ ください。

> アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ (http://www.am-one.co.jp/) に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(二)一部解約金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支払われます。

即日引き出し(キャッシング)

販売会社によっては、受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受け取ることを希望する場合には、当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払うことができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (ホ)委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。
- (へ)上記(ホ)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求で、かつ約款第39条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に販売会社が約款第39条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。
 - b. 受益権の買い取り

買取請求による換金はできません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。 アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法	
公社債等	計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価 ² ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額	
外国為替予約の 円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値	

- 1 外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5)【その他】

- a . 信託の終了(投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約締結日から3年を経過した日以降において、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第43条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(ロ)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨 を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、 この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第43条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (八)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (二)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第48条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解 任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場 合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b . 投資信託約款の変更

(イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (口)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 (イ)の規定にしたがいます。
- c . 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間 内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託 財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 a . 信託の終了」または「 b . 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d . 運用報告書

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、運用報告書を作成しておりません。

当ファンドの運用内容は、月次で開示されており、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ(http://www.am-one.co.jp/)にて入手・閲覧可能です。

e . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

f . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- g . 信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行 と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約 書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の 保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- h . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に 掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i . 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間 は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示の ないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

- a . 収益分配金請求権
- (イ)原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- (ロ)販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の 取得の申し込みに応ずるものとします。なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月 の最終営業日の前日の基準価額とします。
- (八)上記(ロ)の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申し込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申し込みとみなします。
- (二)販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、 当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において、受益者が保有す る収益分配金があるときは、上記(イ)および(ロ)の規定にかかわらず、その際に当該受益者 に支払います。
- (ホ)上記(二)の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。
- (へ)上記(二)の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了後 1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に販売会社 において受益者に支払うものとします。
- (ト)受益者が、上記(ホ)および(へ)に規定する収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

b. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5 営業日まで)に販売会社において受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社において受益者に支払います。

ただし、販売会社(委託会社が別に定める販売会社を除きます。)が受益者からの一部解約の実行の請求(受益者が新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動継続投資契約を解除することにより、自己に帰属する受益権の全部について行う一部解約の実行の請求を除きます。)を午後零時(正午)以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2022年6月1日から2022年11月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2022年5月31日現在	当期 2022年11月30日現在
資産の部		
流動資産		
預金	456,247,000,000	411,063,000,000
金銭信託	636,653	341,585
その他有価証券	402,998,329,968	416,995,415,188
現先取引勘定	32,000,000,000	32,000,000,000
流動資産合計	891,245,966,621	860,058,756,773
資産合計	891,245,966,621	860,058,756,773
負債の部		
流動負債		
未払金	-	999,889,053
未払収益分配金	<u> </u>	85,905
流動負債合計		999,974,958
負債合計		999,974,958
純資産の部		
元本等		
元本	891,245,882,856	859,058,721,782
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	83,765	60,033
元本等合計	891,245,966,621	859,058,781,815
純資産合計	891,245,966,621	859,058,781,815
負債純資産合計	891,245,966,621	860,058,756,773

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2021年12月1日 至 2022年5月31日	当期 自 2022年6月1日 至 2022年11月30日
営業収益		
受取利息	5,217,841	9,959,204
当業収益合計	5,217,841	9,959,204
一 営業費用		
- 営業費用合計	-	-
- 営業利益又は営業損失()	5,217,841	9,959,204
- 経常利益又は経常損失()	5,217,841	9,959,204
- 当期純利益又は当期純損失()	5,217,841	9,959,204
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解		
約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	18,612	83,765
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	5,152,688	9,982,936
期末剰余金又は期末欠損金()	83,765	60,033

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期	
項目		自 2022年6月1日	
		至 2022年11月30日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ	
	ては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場に		
		用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買	
		参考統計値(平均値)等で評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

****		前期	当期
	項目	2022年5月31日現在	2022年11月30日現在
1.	期首元本額	872,938,196,262円	891,245,882,856円
	期中追加設定元本額	1,169,211,034,404円	903,298,030,891円
	期中一部解約元本額	1,150,903,347,810円	935,485,191,965円
2.	受益権の総数	891,245,882,856□	859,058,721,782□
3.	その他有価証券の内訳 短期社債等	402,998,329,968円	416,995,415,188円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2021年12月1日	自 2022年6月1日
	至 2022年5月31日	至 2022年11月30日
1. 分配金の計算過程	日々決算を行い、原則として信託財	日々決算を行い、原則として信託財
	産から生ずる利益の全額を収益分配	産から生ずる利益の全額を収益分配
	金に充当しております。	金に充当しております。
	なお、当特定期間に係る分配対象収	なお、当特定期間に係る分配対象収
	益の合計額は5,236,453円、分配金額	益の合計額は10,042,969円、分配金
	の合計額は5,152,688円であります。	額の合計額は9,982,936円でありま
		す。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期	
項目	自 2021年12月1日	自 2022年6月1日	
	至 2022年5月31日	至 2022年11月30日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左	

			-	有恤証券報告書(内国投資信
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左	有 伽 业 芬 報告書(内国 投貨信
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、 運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左	

2.金融商品の時価等に関する事項

	语口	前期	当期
	項目	2022年5月31日現在	2022年11月30日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一 定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

CRID FINED				
	前期	当期		
	2022年5月31日現在	2022年11月30日現在		
種類	最終計算期間の	最終計算期間の		
	損益に含まれた	損益に含まれた		
	評価差額(円)	評価差額(円)		
その他有価証券	32,198	104,351		
(短期社債等)	32,198	104,351		
合計	32,198	104,351		

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期
	2022年5月31日現在 2022年11月30日現在	
1口当たり純資産額	1.0000円	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(10,000円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2022年11月30日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
その他有価証券	(短期社債等)			
	J A 三井リース C P 2 0 2 2 1 2 0 6	5,000,000,000	4,999,993,079	
	J A 三井リース C P 2 0 2 2 1 2 2 7	5,000,000,000	4,999,953,655	
	JA三井リース CP 20 230119	1,000,000,000	999,979,804	
	JA三井リース CP 20 230120	1,000,000,000	999,982,183	
	J A 三井リース C P 2 0 2 3 0 1 2 6	8,000,000,000	7,999,852,714	
	J A 三井リース C P 2 0 2 3 0 2 2 0	3,000,000,000	2,999,920,106	
	J A 三井リース C P 2 0 2 3 0 2 2 8	3,000,000,000	2,999,926,849	
	J A 三井リース C P 2 0 2 3 0 3 1 3	3,000,000,000	3,000,000,000	
	NTT・TCリース CP 2 0221202	1,000,000,000	999,998,700	

		有価	証券報告書(内国投資信
NTT・TCリース CP 2 0221207	13,000,000,000	12,999,967,934	
NTT・TCリース CP 2	17,000,000,000	16,999,923,016	
0221212 NTT・TCリース CP 2	1,000,000,000	999,952,817	
0230113 NTT·TCU-Z CP 2	1,000,000,000	999,889,053	
0230302 NTTファイナンス CP 2			
0 2 2 1 2 2 8	5,000,000,000	4,999,848,315	
NTTファイナンス CP 2 0221228	13,000,000,000	12,999,596,130	
NTTファイナンス CP 2 0230105	5,000,000,000	4,999,803,395	
NTTファイナンス CP 2 0230201	9,000,000,000	8,999,388,552	
SMBC日興証券 CP 20 230201	8,000,000,000	7,999,864,090	
SMBC日興証券 CP 20	24,000,000,000	23,999,441,103	
230224 アサヒグループHD CP 2	12,000,000,000	11,999,987,466	
0221220 セントラル短資 CP 202	2,000,000,000	2,000,000,000	
2 1 2 1 5 セントラル短資 CP 2 0 2			
3 0 1 3 0	30,000,000,000	29,999,960,508	
丸紅 CP 20221215	10,000,000,000	9,999,988,439	
丸紅 CP 20230224	2,000,000,000	1,999,986,026	
丸紅 CP 20230224	20,000,000,000	19,999,860,269	
三井住友ファイナンス&リー ス CP 20221216	3,000,000,000	2,999,987,603	
三井住友ファイナンス&リー ス CP 20230113	5,000,000,000	4,999,999,310	
三井住友ファイナンス&リー	5,000,000,000	4,999,999,272	
ス CP 20230116 三井住友ファイナンス&リー			
ス CP 20230120	6,000,000,000	5,999,917,777	
三井住友ファイナンス&リース CP 20230206	8,000,000,000	7,999,853,133	
三井住友ファイナンス&リー ス CP 20230228	5,000,000,000	4,999,878,082	
三井不動産 CP 20230 131	2,000,000,000	1,999,996,620	
三菱H C キャピタル C P 2 0 2 3 0 1 1 6	10,000,000,000	9,999,873,935	
三菱HCキャピタル CP 2 0230120	5,000,000,000	4,999,931,450	
三菱HCキャピタル CP 2 0230126	3,000,000,000	2,999,953,943	
三菱HCキャピタル CP 2 0230214	10,000,000,000	9,999,753,406	

	三菱UFJモルガン・スタン			(100
	レー証券 CP 202212	10,000,000,000	9,999,947,846	
	20	10,000,000,000	0,000,011,010	
	三菱UFJ証券HD CP 2			
	0 2 2 1 2 2 8	15,000,000,000	14,999,889,011	
	三菱UFJ証券HD CP 2			
	0 2 3 0 1 3 1	5,000,000,000	4,999,916,414	
İ	三菱UFJ証券HD CP 2	2 000 000 000	4 000 052 422	
	0 2 3 0 2 2 4	2,000,000,000	1,999,953,423	
	住友三井オートサービス C	2 000 000 000	1 000 004 074	
	P 20221228	2,000,000,000	1,999,994,074	
	上田八木短資 CP 2022	7,000,000,000	7,000,000,000	
	1 2 2 0	7,000,000,000	7,000,000,000	
	上田八木短資 CP 2023	21,000,000,000	21,000,000,000	
	0 1 2 0	21,000,000,000	21,000,000,000	
	中国電力 СР 202302	7,000,000,000	6,999,829,256	
	2 8	1,000,000,000		
	東京センチュリー CP 20	6,000,000,000	5,999,977,806	
	2 2 1 2 2 8	0,000,000,000		
	東京短資 CP 202301	28,000,000,000	28,000,000,000	
	1 2			
	日本証券金融 СР 2023	20,000,000,000	19,999,997,306	
	0 1 1 7	.,,		
	日本製鉄 СР 202212	6,000,000,000	5,999,995,228	
	3 0			
	芙蓉総合リース CP 202	1,000,000,000	999,992,442	
	2 1 2 2 6			
	芙蓉総合リース CP 202	5,000,000,000	4,999,964,380	
•	2 1 2 2 7			
	芙蓉総合リース CP 202	5,000,000,000	4,999,970,407	
	2 1 2 2 8			
	芙蓉総合リース CP 202 30113	5,000,000,000	4,999,941,065	
+				
	芙蓉総合リース CP 202 30213	8,000,000,000	7,999,837,796	
+	(短期社債等) 合計	417,000,000,000	416,995,415,188	
 その他有価証券 合計		417,000,000,000	416,995,415,188	
合計		717,000,000,000	416,995,415,188	
			710,330,410,100	

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2022年12月30日現在

資産総額	879,103,632,023円
負債総額	9,999,938,200円
純資産総額(-)	869,103,693,823円
発行済数量	869,103,668,941□
1口当たり純資産額(/)	1.0000円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券 の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2022年12月30日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2022年12月30日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会 の決議にしたが1)業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2022年12月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,424,902,194,914
追加型株式投資信託	798	14,074,219,849,558
単位型公社債投資信託	25	45,982,861,355
単位型株式投資信託	214	1,116,655,615,180
合計	1,063	16,661,760,521,007

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣 府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、第37期事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第38期中間会計期間(自2022年4月1日至2022年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第36期 (2021年3月31日現在)	第37期 (2022年3月31日現在)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		36,734	31,421
金銭の信託		25,670	30,332
未収委託者報酬		16,804	17,567
未収運用受託報酬		5,814	4,348
未収投資助言報酬		317	309
未収収益		7	5
前払費用		724	1,167
その他		2,419	2,673
	流動資産計	88,493	87,826
固定資産			
有形固定資産		1,119	1,268
建物		1 915	1 1,109
器具備品		1 202	1 158
建設仮勘定		0	-
無形固定資産		3,991	4,561
ソフトウエア		2,878	3,107
ソフトウエア仮勘定		1,109	1,449
電話加入権		3	3
投資その他の資産		11,153	10,153
投資有価証券		261	241
関係会社株式		5,299	5,349
長期差入保証金		1,324	1,102
繰延税金資産		3,676	3,092
その他		591	367
	固定資産計	16,264	15,983
資産合計		104,757	103,810

	第36期	第37期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	3,730	1,445
未払金	7,337	7,616
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	9
未払手数料	6,889	7,430
その他未払金	437	175
未払費用	9,713	8,501
未払法人税等	4,199	2,683
未払消費税等	2,106	1,330
賞与引当金	1,789	1,933
役員賞与引当金	76	69
流動負債計	28,954	23,581
固定負債		
退職給付引当金	2,292	2,507
時効後支払損引当金	157	147
固定負債計	2,450	2,655
負債合計	31,404	26,236
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	51,800	56,020
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	51,676	55,896
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	19,996	24,216
株主資本計	73,353	77,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	73,353	77,573
負債・純資産合計	104,757	103,810

(2)【損益計算書】

(単位:日万円)					
	第36期		第37期		
	(自 2020年4月		(自 2021年4		
	至 2021年3月	月31日)	至 2022年3	月31日)	
営業収益					
委託者報酬	89,905		108,563		
運用受託報酬	17,640		16,716		
投資助言報酬	1,103		1,587		
その他営業収益	781		12		
営業収益計		109,430		126,879	
」 営業費用					
支払手数料	37,003		45,172		
広告宣伝費	424		391		
公告費	0		0		
ムロ県 調査費	30,794		36,488		
調査費	11,302		10,963		
委託調査費	19,491		25,525		
委託計算費	543		557		
営業雑経費	938		842		
通信費	46		35		
印刷費	680		606		
協会費	71		66		
諸会費	23		26		
支払販売手数料	116		106		
営業費用計		69,704		83,453	
一般管理費					
給料	10,586		10,377		
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	163		168		
給料・手当	9,030		8,995		
賞与	1,392		1,213		
交際費	8		6		
寄付金	7		15		
旅費交通費	50		40		
租税公課	912		367		
不動産賃借料	1,499		1,674		
退職給付費用	524		495		
固定資産減価償却費	1,078		1,389		
福利厚生費	44		42		
修繕費	0		0		
賞与引当金繰入額	1,789		1,933		
役員賞与引当金繰入額	76		69		
機器リース料	0		0		
事務委託費	3,793		3,901		
事務用消耗品費	68		45		
器具備品費	0		0		
諸経費	152		217		
一般管理費計		20,594		20,578	
営業利益		19,132		22,848	
H 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		10,102		22,070	

	第36 (自 2020 ^g 至 2021 ^g	(	第3 自 2021 至 2022		
営業外収益					
受取利息	27			13	
受取配当金	2		1	559	
時効成立分配金・償還金	0			0	
為替差益	7			7	
金銭の信託運用益	1,229			-	
雑収入	13			19	
時効後支払損引当金戻入額	13			10	
営業外収益計		1,293			610
営業外費用					
投資信託償還損	0			-	
金銭の信託運用損	-			743	
早期割増退職金	48			20	
雑損失	0			-	
営業外費用計		48			764
経常利益		20,376			22,694
特別利益					
固定資産売却益	-			0	
特別利益計		-			0
特別損失					
固定資産除却損	1			5	
投資有価証券売却損	-			6	
ゴルフ会員権売却損	-			3	
オフィス再編費用	-		2	509	
特別損失計		1			525
税引前当期純利益		20,375			22,169
法人税、住民税及び事業税		7,418			6,085
法人税等調整額		1,168			584
法人税等合計		6,249			6,669
当期純利益		14,125			15,499

# (3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金				
						その他和	引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	17,871	49,674	71,227
当期変動額									
剰余金の配当							12,000	12,000	12,000
当期純利益							14,125	14,125	14,125
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	=	-	2,125	2,125	2,125
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	71,227
当期変動額			
剰余金の配当			12,000
当期純利益			14,125
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	2,125
当期末残高	0	0	73,353

## 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金			利	利益剰余金		
						その他和	引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							11,280	11,280	11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	73,353
当期変動額			
剰余金の配当			11,280
当期純利益			15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	4,219
当期末残高	0	0	77,573

# 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)にな額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の 経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資 信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (3)投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は4回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (4)成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のべ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運 用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報 酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しておりま

す。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま

#### (会計上の見積りの変更)

#### 第37期

#### (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、当事業年度において、新しい働き方を踏まえたオフィスレイアウトの見直しを決定しました。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積の変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ334百万円減少しております。

#### (会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### (未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

#### (1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分法相当額を純額で計上する 組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

#### (2)適用予定日

当社は、当該会計基準等を2022年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		( , , , , ,
	第36期	第37期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
建物	407	415
器具備品	978	966
	1	

## (損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第36期	第37期
	(自 2020年4月 1日	(自 2021年4月 1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
受取配当金	-	543

## 2.オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

## (株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
2020年6月17日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	12,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(=) <u>= 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1 </u>						
決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日

## 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	ı	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日	普通株式	11 200	202 000	2021年3月31日	2021年6日17日
定時株主総会	A種種類 株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 第36期(2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	25,670	25,670	
その他有価証券	1	1	-
資産計	25,672	25,672	-

## 第37期(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	30,332	30,332	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	30,334	30,334	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

## (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 第36期(2021年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	36,734	-	-	-
(2)金銭の信託	25,670	-	-	-
(3)未収委託者報酬	16,804	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	5,814	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	85,024	1	-	-

## 第37期(2022年3月31日現在)

3150: X3 ( 2022   1 07 30 : H 170 EZ )				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	31,421	-	-	-
(2)金銭の信託	30,332	-	-	-
(3)未収委託者報酬	17,567	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	4,348	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	83,670	1	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)					
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1) 金銭の信託	-	6,932	-	6,932		
(2)投資有価証券	-	-	-	-		
その他有価証券	-	-	-	-		
資産計	-	6,932	-	6,932		

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

## (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金 等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		( [[,]]
	第36期	第37期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	259	239
関係会社株式		
非上場株式	5,299	5,349

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(第36期の貸借対照表計上額5,299百万円、第37期の貸借対照表計上額5,349百万円) については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価 との差額の記載は省略しております。

## 2. その他有価証券

第36期(2021年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

## 第37期(2022年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

#### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
投資信託	0	-	0	

⁽注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

#### 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	区分 売却額 (百万円)		売却損の合計額 (百万円)
株式	13	-	6

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第36期 第37期 (自 2020年4月1日 (自 2021年4月1日 至 2021年3月31日) 至 2022年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,422 2,479 303 295 勤務費用 利息費用 2 2 数理計算上の差異の発生額 4 14 退職給付の支払額 245 185 過去勤務費用の発生額 1 その他 退職給付債務の期末残高 2.479 2,576

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円) 第37期 第36期 (2021年3月31日現在) (2022年3月31日現在) 非積立型制度の退職給付債務 2.479 2,576 2,576 未積立退職給付債務 2,479 未認識数理計算上の差異 84 35 未認識過去勤務費用 102 33 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,507 2,292 退職給付引当金 2,292 2,507 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,292 2,507

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(百万円)
	第36期	第37期
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
勤務費用	303	295
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	41	34
過去勤務費用の費用処理額	69	69
その他	7	3
確定給付制度に係る退職給付費用	409	398

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において48百万円、当事業年度に おいて20百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期	第37期 第37期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.76%	1.00% ~ 3.76%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度100百万円、当事業年度97百万円であります。

## (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第36期</u>	第37期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	260	156
未払事業所税	10	10
賞与引当金	547	592
未払法定福利費	92	92
運用受託報酬	1,410	845
資産除去債務	18	13
減価償却超過額(一括償却資産)	25	12
減価償却超過額	51	58
繰延資産償却超過額(税法上)	301	292
退職給付引当金	701	767
時効後支払損引当金	48	45
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	166
投資有価証券評価損	28	28
その他	3	2
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産小計	3,676	3,092
評価性引当額		<del>-</del>
繰延税金資産合計	3,676	3,092
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	<del>-</del>	<del>-</del>
繰延税金負債合計		<u> </u>
繰延税金資産の純額	3,676	3,092_

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

#### (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	新光投信	
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業 務、投資運用業務	DECEMBER

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

#### 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

 9 · <del>**</del> / / / / / / / / / / / / / / / / / /		1 0 2 1 0 1 0 1
<b>۵۲</b> 4	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9.256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

#### 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

#### (1)貸借対照表項目

	第36期	第37期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	84,609百万円	76,763百万円
資産合計	84,609百万円	76,763百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	5,570百万円	4,740百万円
負債合計	5,570百万円	4,740百万円
—————————————————————————————————————	79,038百万円	72,022百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん59,074百万円55,263百万円顧客関連資産29,793百万円25,175百万円

# (2)損益計算書項目

<b>,</b> ,	第36期	第37期
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	8,823百万円	8,429百万円
経常利益	8,823百万円	8,429百万円
税引前当期純利益	8,823百万円	8,429百万円
当期純利益	7,288百万円	7,015百万円
1株当たり当期純利益	182,220円85銭	175,380円68銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額な	が含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	5,016百万円	4,618百万円

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (収益認識関係)

#### 1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次の通りです。

第37期

(自 2021年4月1日

至 2022年3月31日)

委託者報酬 108,259百万円 運用受託報酬 14,425百万円 投資助言報酬 1,587百万円 成功報酬(注) 2,594百万円 その他営業収益 12百万円 合計 126,879百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### (セグメント情報等)

#### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等 第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等 第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

_	2W3 ( H =		<u>,                                    </u>			<u></u>					
	会社等の	住所		事業の 内容又			系内容	用この中容	取引金額	科目	期末残高
属性	名称 名称			は職業	有(被	役員の		取引の内容	(百万円)	141	(百万円)
=					所有) 割合	兼任等	の関係				
社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	1	1		投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,457
1	みずほ証 券株式会 社			証券業	-	-		投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	2,524

## 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

_	2: 3/3 ( H =		<u> </u>			<del></del>					
属性	会社等の 名称	住所	又は	事業の 内容又 は職業	等の所		系内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
会社	株式会社 みずほ銀 行			銀行業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料	•	未払 手数料	1,592
の子会社	みずほ証 券株式会 社		,	証券業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料	16,373	未払 手数料	2,651

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

## (1株当たり情報)

	第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,833,828円44銭	1,939,327円79銭
1株当たり当期純利益金額	353,145円08銭	387,499円36銭

- (注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。
- (注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(注:)・					
	第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			
当期純利益金額	14,125百万円	15,499百万円			
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-			
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	14,125百万円	15,499百万円			
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株			
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)			
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)			

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# (1)中間貸借対照表

		第38期中間会計期間末
		(2022年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		27,934
金銭の信託		29,712
未収委託者報酬		17,398
未収運用受託報酬		3,150
未収投資助言報酬		291
未収収益		16
前払費用		939
その他		2,564
	流動資産計	82,009
固定資産		
有形固定資産		1,202
建物		1 1,055
器具備品		1 138
リース資産		1 8
無形固定資産		4,948
ソフトウエア		3,151
ソフトウエア仮勘定		1,794
電話加入権		2
投資その他の資産		10,147
投資有価証券		182
関係会社株式		5,810
長期差入保証金		779
繰延税金資産		2,962
その他		411
	固定資産計	16,298
資産合計		98,307

	(単位:日万円)
	第38期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	959
リース債務	1
未払金	7,709
未払収益分配金	0
未払手数料	7,486
その他未払金	221
未払費用	9,245
未払法人税等	2,605
未払消費税等	719
契約負債	20
賞与引当金	866
役員賞与引当金	26
流動負債計	22,155
固定負債	
リース債務	7
退職給付引当金	2,600
時効後支払損引当金	108
固定負債計	2,716
負債合計	24,871
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	51,882
利益準備金	123
その他利益剰余金	51,759
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	20,079
株主資本計	73,435
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等計	0
純資産合計	73,435
負債・純資産合計	98,307

# (2)中間損益計算書

(単位:百万円)

		单位:日万门)
	第38期中間会計期間	7.
W Miller V	(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	1)
営業収益		
委託者報酬	48,925	
運用受託報酬	7,371	
投資助言報酬	1,029	
その他営業収益	11	
営業山	双益計	57,336
営業費用		
支払手数料	20,939	
広告宣伝費	102	
公告費	0	
調査費	16,544	
調査費	5,756	
委託調査費	10,787	
委託計算費	277	
営業雑経費	371	
通信費	17	
印刷費	249	
協会費	34	
諸会費	20	
支払販売手数料	49	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38,235
一般管理費		
給料	4,691	
~~··· 役員報酬	81	
給料・手当	4,561	
賞与	49	
交際費	4	
寄付金	4	
旅費交通費	48	
租税公課	243	
不動産賃借料	504	
退職給付費用	235	
固定資産減価償却費	1 655	
福利厚生費	26	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	866	
役員賞与引当金繰入額	26	
機器リース料	0	
	2,103	
事務用消耗品費	18	
争份用月代的复 器具備品費	0	
新具備印度 諸経費	1	
· 新経算 · 一般管理 · 一般管理	159	0 500
	E見前	9,590
営業利益		9,510

(単位:百万円)

		(単位・日月日)
	第38期中間	
	(自 2022年4月1日 至	2022年9月30日)
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	2,400	
時効成立分配金・償還金	0	
時効後支払損引当金戻入額	25	
為替差益	28	
維収入	2	
営業外収益計		2,463
営業外費用		
金銭の信託運用損	530	
早期割増退職金	3	
雑損失	28	
営業外費用計		561
経常利益		11,411
特別利益		
投資有価証券売却益	4	
 		4
特別損失		
   固定資産除却損	12	
	9	
関係会社株式評価損	584	
特別損失計		605
税引前中間純利益		10,809
法人税、住民税及び事業税		2,457
法人税等調整額		129
法人税等合計		2,587
中間純利益		8,222

# (3)中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:百万円)

		株主資本					
			資本剰余金		利益剰余金		
						その他利	益剰余金
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216
当中間期変動額							
剰余金の配当							12,360
中間純利益							8,222
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	4,137
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	20,079

	株主		本 評価・換算差額等		
	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	純資産
	利益剰余金 合計	合計	有価証券 評価差額金	差額等合計	合計
当期首残高	56,020	77,573	0	0	77,573
当中間期変動額					
剰余金の配当	12,360	12,360			12,360
中間純利益	8,222	8,222			8,222
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)		-	0	0	0
当中間期変動額 合計	4,137	4,137	0	0	4,137
当中間期末残高	51,882	73,435	0	0	73,435

# 重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評 価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び 評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てる ため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計 上しております。
- (2)役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充て るため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を 計上しております。
- (3)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一 時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額 に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額 を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計 期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式 基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額 を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による 定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から 費用処理しております。

(4)時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分 配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備える ため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しており ます。

### 6. 重要な収益及び費用の計上 基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に 対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によっ て主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間 にわたり収益として認識しております。

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定 した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該 報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しておりま

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定 した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該 報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しておりま す。

#### (4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチ マークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に 対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領 する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま す。

#### (会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当中間財務諸表への影響はありません。

#### 注記事項

#### (中間貸借対照表関係)

項目	第38期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)			
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 器具備品 リース資産		469百万円 975百万円 0百万円	

#### (中間損益計算書関係)

項目	第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1.減価償却実施額	有形固定資產 74百万円 無形固定資產 580百万円	

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
	普通株式				
2022年6月16日 定時株主総会	A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

第38期中間会計期間末(2022年9月30日現在)

#### 1.金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)金銭の信託	29,712	29,712	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	1	1	-
資産計	29,714	29,714	-

⁽注)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

#### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております

#### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託	-	29,712	-	29,712	
投資有価証券	-	1	-		
その他有価証券	-	1	-	1	
資産計	-	29,714	-	29,714	

### (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済さ れるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	180
関係会社株式	
非上場株式	5,810

#### (有価証券関係)

第38期中間会計期間末(2022年9月30日現在)

#### 1.子会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額5,810百万円)で市場価格のあるものはありません。

#### 2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### (持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

#### (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務

#### 2.企業結合日

2016年10月1日

#### 3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

·	MA SANDINGS IN CONTROL OF A	1 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
ムセク	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7.交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8.経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間 2022年4月1日から2022年9月30日まで
  - (2)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負

^{5エ原凶} 債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4.539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の 額には含まれておりません。
- (5)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な 種類別の加重平均償却期間
  - a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円
  - b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

#### (1)貸借対照表項目

流動資産	- 百万円
固定資産	72,873百万円
資産合計	72,873百万円
流動負債	- 百万円
固定負債	4,223百万円
負債合計	4,223百万円
純資産	68,650百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれんの金額53,357百万円及び顧客関連資産の金額23,061 百万円が含まれております。

#### (2) 損益計算書項目

営業収益	- 百万円
営業利益	4,019百万円
経常利益	4,019百万円
税引前中間純利益	4,019百万円
中間純利益	3,372百万円
1株当たり中間純利益	84,308円98銭

(注)営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額2,114百万円が含まれております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (収益認識関係)

#### 1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

# 第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

委託者報酬48,925百万円運用受託報酬7,338百万円投資助言報酬1,029百万円成功報酬(注)32百万円その他営業収益11百万円合計57,336百万円

(注)成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### (セグメント情報等)

第38期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

#### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

# 第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1株当たり純資産額

1,835,889円89銭

1株当たり中間純利益金額

205,562円11銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純利益金額	8,222百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属し ない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中 間純利益金額	8,222百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平 均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

⁽注)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、アストマックス株式会社からPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「PPAM」といいます。)の発行済株式の49.9%を2022年8月1日付で譲り受けており、同日付でPPAMは委託会社の関連会社となりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円 (2022年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

	資本金の額	
名称	(単位:百万	事業の内容
	円)	
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。
八十二証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
八十二世分孙八云江	3,000	業を営んでおります。
岡安証券株式会社	650	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
一	030	業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
の9は証分体以云社	125, 167	業を営んでおります。
大山口 / 九缸类性学会社	045	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
大山日ノ丸証券株式会社	215	業を営んでおります。
	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
西村証券株式会社 500	業を営んでおります。	
二十缸类性学会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
三木証券株式会社 	500	業を営んでおります。
一曲缸类性子会社	200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引
三豊証券株式会社 300	業を営んでおります。	

#### (注)資本金の額は2022年3月末日現在

#### 2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は以下の業務を行います。
- (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

#### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2022年6月14日	臨時報告書
2022年8月31日	有価証券報告書
2022年8月31日	有価証券届出書
2022年9月14日	臨時報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リ スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の2022年6月1日から2022年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の2022年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

#### 独立監査人の中間監査報告書

2022年11月24日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役 会 御 中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和 業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価す る。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。